

令和5年11月吉日

教員各位

高等教育開発デザイン・IRセンター長

小林 一成

「PBLセミナー」開設のお願い

平素より、三重大学の教育の充実にご尽力いただき感謝申し上げます。

三重大学では、「PBLセミナー」を新設または既存の授業科目を「PBLセミナー」と認定することによって、共通教育のみならず専門教育においても「PBLセミナー」を開設する取組を進めております。教学マネジメント指針に示されているとおり、大学には教育の内部質保証に対する一層の取り組みが求められています。今後とも、三重大学の教育の質の改善・向上に向けて、ご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ご承知のように、学生の学びの主体性を高めるためアクティブ・ラーニングの重要性と必要性が強調されておりますが、三重大学は、PBL教育を全国に先駆けて展開してきました。このPBL教育を、三重大学を代表する教育方法・教育形態としてより一層拡充させたいと考えています。PBL教育については、量的拡大のみならず、質的高度化が求められており、少人数で取り組むPBLセミナーの重要性が増してきています。

地域人材教育開発機構（現：高等教育デザイン・推進機構）が平成29年度に立ち上げたPBL教育推進プロジェクトでは、PBL教育の拡充を目指し、実態調査などを進める中で、PBLの教育方法としての意義やメリット、大学としての支援の課題、学生主体で少人数という特徴を活かす授業の進め方やポイントとなる事項を整理するなど、様々な取り組みを行って参りました。またPBLセミナーの設置運営にあたっては、PBLセミナーの定義や「開講ガイドライン」を定め、広く全学的に開設・展開されるように奨励して参りました。来年度は、これまでの実績をふまえながら、さらに多くの先生方にPBLセミナーを新たに開設、あるいは既設の科目をPBLセミナーとして位置づけ直して頂けるよう「開講ガイドライン」を改訂し、五つの重点項目を設けました。また、授業運営にあたり必要な経費を一部補助することにより授業の充実化が図れるよう、支援金の申込み・配分方法も見直しました。そして、授業担当者間で授業について交流・議論する機会を設けることにより、PBL教育の質の向上を目指したFDを企画しております。

これらを踏まえ、下記の要件を参照の上、多くの先生方のご申請をいただけますようよろしくお願いいたします。

お問合せ先

高等教育開発デザイン・IRセンター

PBL教育推進プロジェクト 代表 下村智子

TEL 059-231-9941 (内線 9941)

E-mail pbl-p@dhier.mie-u.ac.jp

記

新設または既存の授業科目で、「1. PBLセミナーの定義」、および、「2. 開講ガイドライン」に該当するもので申請されたものに「PBLセミナー」科目の名称を付与します（授業科目名の変更の必要はありません）。また、令和6年度は重点項目を5つ設け、このいずれかに該当する授業に対し支援金を優先して配分します。

1. PBLセミナーの定義

原則として、問題・課題の発見と解決に向けた学生の主体的な学修活動として展開される授業であり、グループ学習と事前・事後の課題に基づく自己学習で構成される少人数による授業

2. 開講ガイドライン

- (1) 学生によるプレゼンテーションや制作活動等による成果発表と振り返りの活動が組み込まれていること。
- (2) 授業を開放し、他の教員が授業参観できる機会を設けること。
- (3) PBLセミナーとしての質を保証するため、授業担当教員は「授業検討交流会」などPBLセミナーにかかわるFD研修等に参加することが望ましい。
- (4) 実践内容について、授業後にA4一枚程度にまとめること（PBLセミナー授業報告として実践報告にまとめ、年度末に発行します）。

3. 令和6年度PBLセミナーの重点項目

- ① 本学での授業担当開始後5年以内の教員が担当する授業
- ② 学外との連携が含まれる授業
- ③ 国際理解や国際交流の活動を含む授業
- ④ 学生の主体的なものづくりを含む授業
- ⑤ 国内外の雑誌に実践内容を研究として報告する予定の授業

4. 予算計画書の作成と支援金の配分について

PBLセミナー開設にあたり、授業運営に必要な経費を支援金として配分します。

配分額は、申請時に提出していただいた「予算計画書」をもとに決定します。重点項目①から⑤のいずれかに該当する授業については申請の上限額を4万円、これらに該当しない授業については申請の上限額を2万円とします。この上限額を超えない範囲で「予算計画書」を作成して下さい（一授業科目あたり申請は一件まで）。

なお、「⑤国内外の雑誌に実践報告を研究として報告する予定の授業」については、投稿にかかる費用も支援金の使途の対象とします（ただし、上限額を超えないこと。また、他の補助金制度を利用して同様の申請を行う場合は、重複しての申請はできない）。

5. PBLセミナー開設にかかる手続き等

- (1) 令和6年度PBLセミナーの開設を予定される先生は、「PBLセミナー授業計画概要」と「予算計画書」をGoogle Forms (<https://forms.gle/kWycWLd7DdMVG8wq9>) より提出してください。申請の締め切りは、令和6年2月9日（金）とさせていただきます。なお、予算計画書は、高等教育デザイン・推進機構のホームページ (<https://www.hedp.mie-u.ac.jp/ir/pbl/o/opening.html>) からファイルをダウンロードしてください。提出された内容についてPBL教育推進プロジェクトで協議し、支援金の配分額を決定します。
 - (2) PBLセミナーとしてよりよい授業づくりに向けて、令和6年2月もしくは3月に「授業検討交流会」を開催しますのでご参加下さい（日時と場所は改めてご連絡します）。授業開設のポイントの確認、課題設定、問題探究など授業展開の手がかり等について、他の授業担当者と共に意見交換を通して認識を深めます。
 - (3) 授業期間中には相互に授業参観を行うとともに、年度末に「授業検討交流会」を実施します。
- 2.(4)の授業の実践報告を手掛かりとして学修成果とその評価などについて情報の共有と意見交換を行います。

以上